

# 令和2年 第12回高鍋町農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和2年 12月25日(金) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 7名

## 農業委員

1番	山口 裕三	2番	松井 正一郎	3番	松崎 久範
5番	上野 光正	6番	坂元 洋子	7番	幸妻 正浩
会長	坂本 弘志				

## 農地利用最適化推進委員

1番	橋口 卓史	2番	坂本 実	3番	橋口 昌央
5番	永友 定己	6番	小嶋 秀樹	7番	坂本 幸
8番	宮越 美秋				

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第59号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第8 議案第63号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 飯干 雄司 事務局長補佐 小澤 宏之  
係長 兵藤 衣重 主査 佐野 由美

(開会14時00分)

[事務局]

では、みなさんこんにちは。

(あいさつの声)

ただいまから、令和2年第12回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。  
それでは、会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

それでは、始めます。

本日は、農業委員7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。橋口昌央さんが欠席となっております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会 会議規則 第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番山口裕三委員、3番松崎久範委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日12月25日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、12月の業務報告についてでございます。

8日には、令和2年第4回高鍋町議会が開会し、坂本会長と私飯干が出席しております。

12月の総会関係でございますが、21日に現地調査を行い、本日25日が総会となっております。

なお、本日の総会後には第3回高鍋町農業経営改善等対策会議が行われますので、よろしく申し上げます。

続きまして、1月の業務計画でございます。

1月の総会関係でございますが、21日に現地調査、28日に総会を行うこととしておりますので、よろしく申し上げます。

業務報告及び業務計画については、以上でございます。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申しあげます。

5条1件、12月7日付で許可となっております。

続きまして、4ページをお開きください。

農地法第3条許可の取消しについては、御覧のとおりです。

御確認ください。

5ページを御覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出については、御覧のとおりです。

6ページを御覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知については、以下の2件です。

1番については、本日の議案第60号に関連しております。

御確認をお願いします。以上です。

[議長]

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第59号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 令和2年11月27日 売渡し及び貸渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 田 363㎡ ほか1筆

2番 令和2年12月4日 貸渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 田 3,740㎡

3番 令和2年12月14日 売渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 田 611㎡

4番 令和2年12月18日 貸渡しの申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番 田 1,362㎡ ほか1筆

以上、この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し及び貸渡し 申出 担当委員 7番 坂本 幸 推進委員  
順番委員 3番 橋口 昌央 推進委員



って100m ぐらいのところから下り、すぐのところです。畑には家庭菜園と思われる野菜が栽培されていました。田んぼについては、10号線沿いの〇〇の反対東側にあり、耕運されていました。

申請地において、水稻、白菜を栽培する予定です。

以上で説明を終わります。審議をお願いします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員5番。

[5番]

ありません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。すみません、先ほど説明のときに譲渡人と譲受人の苗字を間違えておりました。〇〇〇〇さんでございます。すみません。

21ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。

農地法3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、主に〇〇地区において水稻、白菜を栽培しております。今回の申請は、贈与であり、申請地において水稻、白菜を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

地目 田 2, 352㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、坂元委員お願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償所有権移転です。これは10月にあっせん事業に申出があった件です。

現地を確認したところ、〇〇橋を渡って、東側の田んぼです。きれいに耕運されていました。

今回の申請は、経営規模の拡大であり、申請地において水稻を栽培する予定です。

金額は〇〇〇〇円とのことです。

以上で説明を終わります。審議よろしくをお願いします。

[議長]

はい。推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員5番。

[推進委員 5 番]

ありません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、22 ページをお開きください。農地法 3 条調査書を付けております。

農地法 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。

譲受人は、主に〇〇地区において水稻を栽培しております。今回の申請は、経営規模の拡大であり、申請地において水稻を栽培する予定であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号 6、議案第 6 1 号 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。23 ページをお開きください。

議案第 6 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*の一部 畑 250 m<sup>2</sup>



申請人 ○○○○

転用目的は農業用倉庫、農業用資材置場、農業用駐車場です。  
担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。説明いたします。この案件は、用途変更の案件でございます。

場所につきましては、先ほど配布されたかなと思いますけど、そちらの23-2を見ていただくと分かるかなと思いますが、○○の○○を北西の方に入りまして、ずっと行きますと、○○の○○がございます。その西側にこの赤い印が付いてると思いますが、23-5ページ御覧ください。

ここが2, 181㎡のうちの250㎡を農業用倉庫・資材置場また駐車場として利用したいということで上がってきております。この赤いところです。

このすぐ横の広い土地は、○○○○さんの土地でありまして、北側になるんですけども、倉庫の雨水対策は、入ったとしても自分の土地ですから、そう迷惑はかからないかなと思っております。南側につきましては山林ということで、別に問題無かろうと思っておりますけども、土砂の流出の防止には努めますということでございます。

これは私がたまたま通りかかったときに工事をしていましたので、「ちょっと待ってください」ということで止めて、「すぐ農業委員会に行って調べてみてください」ということで、指導したところ、すぐ動いていただいて、農業委員会の事務局で指導していただいたところがございます。すでに倉庫の骨組みみたいなのが建ってました。その時点で工事を指し止めいたしまして、直ちに整備の書類手続きに入っていたところでございます。

なお、始末書が付いておりまして、それと確約書は付いております。

工事費につきましては、すべて廃材、自分たちで、全部作るということでございますので、資金調達については一応○○○○円ということになります。

それと一ツ瀬の土地改良区内でありますので、意見書というのがこの前現地調査の折には付いていなかったもので、そちらを事務局で、補足説明の中で入れ

てもらおうとありがたいと思います。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内の農地ですが、転用目的が農業用施設に該当する農業用倉庫、農業用資材置場、農業用駐車場であるため、転用許可対象となります。また、農業振興地域整備計画においても既に農業用施設用地に用途変更しております。

あと、一ツ瀬土地改良区の意見書はまだ届いておりませんが、県の補正で対応するという事になっております。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩。

【暫時休憩】

それでは、引き続き始めます。

日程番号7、議案第62号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24ページをお開きください。

議案第62号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」  
です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 87㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。ちょっと待ってください。説明いたします。25ページを開いてください。地図がありますけど、〇〇の〇〇がありますね。そこの北側に三角の農地があると思うんですが、その上に道路が付いております。ちっちゃい字で〇〇\*\*\*\*ー\*というのがあってその上が空白になっておりますが、この一部が対象農地ということでございます。次26ページに細かい地番が入っておりますけども、\*\*\*\*ー\*がさっきのその〇〇〇〇さんというところなんですが、その上の\*\*\*\*ー\*というのが対象農地となっております。

現在は、家庭菜園となっておりますのでございます。本人たちは今、〇〇に居住中ですが、対象地の南側にある、\*\*\*\*ー\*、これが家が建っておりますけども、これは父親が相続をした祖父の家ということでございまして、これを取り壊すとともに\*\*\*\*ー\*を購入をして、2筆にまたがって新築する計画となっております。

資金調達ですが、土地代、造成費、建築費合わせて〇〇〇〇円、全額銀行から借入受けで銀行の融資内定通知書が添付をしております。隣との境界は、コンクリートブロックで囲みまして、土砂流出を防ぐとともに、汚水は合併浄化

槽を設置し、雨水とともに前の方にあります道路側溝へと流すという計画になっております。

27ページから30ページにかけて、完成予想図の平面図が付いております。2階建ての一般住宅のようであります。以上説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたら、お願いします。

[事務局]

はい、申請地は都市計画用途区域、第一種低層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に2番の案件につきましては、譲渡人が山口裕三委員本人である案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、山口裕三委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

山口裕三委員は、退室をお願いします。

【山口裕三委員退室】

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 410㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、露天駐車場です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは、説明いたします。図面の32ページ、33ページを御覧いただきたいと思いますが、32ページがちょうど県道〇〇線ところから〇〇を  
通って、〇〇橋に行く道路沿いであります。〇〇の上り口をすぐ右側にある縦  
に細長い畑です。33ページを見てもらうと分かると思うんですが、現在は萱  
とか雑草が生い茂って休耕地のように見受けられたところであります。この  
周りは太陽光パネルが数か所設置してありますけども、そのメンテナンス車  
両の駐車場として整備して、34ページにあります。このように5台縦列駐  
車ができるように、露天駐車場を整備するという計画のようです。

資金は土地購入費が〇〇〇〇円、造成費が〇〇〇〇円ということで全額自己  
資金となっております。普通預金の残高証明が付いております。

土地の造成は転圧とか碎石を敷き詰めて、土砂の流出を防止するとともに雨  
水等は自然浸透により処理する計画となっております。こういう場所に駐車場  
作って利用価値があるかどうか疑問に感じますけども、事務局に照会しまし  
たところ、法的に問題がないという回答を受けましたので、今回提案をす  
ることにいたしました。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画用途区域、準工業地域に用途地域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は、転用許可対象です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

山口裕三委員は、席へお戻りください。

【山口裕三委員入室】

日程番号8、議案第63号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 4, 012㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。〇〇〇〇さんは先月 1 1 月に審査会で認定された認定農家です。〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇さんの息子さんになります。

場所は〇〇の\*\*\*\*番の\*と\*\*\*\*番の\*の 2 筆で、〇〇から南に〇〇線の〇〇から西側に約 1 0 0 m 行った左側の農地になります。今はもう牧草が刈られたばかりになっております。7, 6 3 1 m<sup>2</sup>で、1 0 a 当り〇〇〇〇ということ聞いております。

以上です。

[議長]

はい。事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に利用権設定です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 3, 6 7 5 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定です。〇〇〇〇さんは白菜、キャベツを栽培されておられます。申請地は、〇〇地区の〇〇の北側の道路を 200m 行ったところの農地であります。現地を確認したところ、キャベツが作付されておりました。

期間は 10 年間で、10a 当り〇〇〇〇円の支払です。以上です。

[議長]

はい。2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 5, 548㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子で、利用権の新規の設定です。申請地は、〇〇の〇〇から東へ 100m 行ったところの農地です。現地を確認したところ、キャベツが作付されておりました。期間は 10 年間です。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。



[事務局]

はい。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 391 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。〇〇〇〇さんは認定農家で、甘藷、長ネギなどを栽培しています。申請地は、〇〇線を行くと、〇〇があります。そこから北へ300mほどの農地です。現地を確認したところ、甘藷の後に石灰が撒いてありました。

期間は5年で、賃借料は〇〇〇〇円で、水代は払うそうです。以上です。

[議長]

はい、4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 2, 734 m<sup>2</sup> ほか3筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

すみません。5番も説明します。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 1, 867 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○  
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明します。4 番、5 番一括でということ。

[議長]

はい。お願いします。

[推進委員 8 番]

○○○○さんと○○○○さんとの新規の利用権貸借です。申請地は、○○の前の10号線を100mほど上がり、右に200mほど行ったところに申請地はございます。現状はコレクターできれいに耕運されています。また、○○この4筆あるんですけども、その場所は1筆というか一塊になっていました。また、○○○○さんは○○出身で、ハウスできゅうり、スイートコーン、露地で白菜、そば、また水稻などを栽培される認定農業者でございます。

また、5番の○○の\*\*\*\*番はすぐ今申請地を説明したところのすぐ西側横にあるんですけども、一段低くなっていて、まだ雑草が生えていて、本人に聞いたところ、盛土を少ししてからでないと、入口もないので、まだ作付ができないということで、今後、盛土したうえで野菜等を植えたいということでした。

4 番に関しては、期間は3年で、10a 当り○○○○。また5 番に関しては、1 年ということで、まだ、作付されていないということなので、賃借料は発生しておりません。以上でございます。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 1, 733㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの新規の利用権貸借です。申請地は、先ほどの〇〇〇〇さんところのすぐ横の西側に申請地はございます。現状はお茶が植えてありました。〇〇〇〇さんは、お茶を栽培される認定農業者でもございます。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 409㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの新規の利用権貸借です。申請地は、これも先ほど言ったところのすぐ北側にあるんですけども、もう当然お茶が植えてはあるんですけども、もう1筆というか、もうその中の1つというような形になっております。期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

次の8番から19番までの案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、利用権設定を受ける者については省略しますので御了承ください。

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 1, 000㎡ ほか5筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。申請地は、〇〇線の〇〇を右へ曲がり、十字路を過ぎて400m先の北側へ200mほどの農地です。

耕作者は〇〇〇〇さんです。現地を確認したところ、\*\*\*\*番の\*、\*、\*、\*が1枚の畑で、〇〇が栽培されていました。

\*\*\*\*番の\*、\*も1枚の畑でエンバクの緑肥が栽培されて、その後、甘藷を作付される予定です。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい、9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 4, 666㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員1番]

はい。1番説明します。

[議長]

すみません。

[推進委員1番]

いいですか。

[議長]

はい。いいですよ。1番。

[推進委員1番]

1番説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への利用権貸借の新規設定です。申請地は〇〇線に行く

と、〇〇があります。そこから北東へ50mほどの農地になります。耕作者は〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、1枚の畑になっていて、〇〇が栽培されていました。期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

畑 2, 225㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番説明します。〇〇〇〇さんから公益社団法人農業振興公社を通じた新規の農地利用設定です。申請地は〇〇ですか。〇〇\*\*\*\*番。農地の面積は2, 225㎡。

現地は、〇〇坂を上りきりまして、〇〇から東の方に入って、ちょっと複雑なんですけど、1キロほど行きますと、〇〇という〇〇があります。そちらのところをちょっと抜けた先の農地になります。

現地を確認しましたところ、現地は〇〇が植えられておりました。

耕作期間は5年間で、反当たり〇〇〇〇円ということになっております。

以上です。

[議長]

すみません。反当たりいくらになってますか。

[推進委員 3 番]

はい。

[議長]

反当。

[推進委員 3 番]

反当は、13,483円です。申し訳ありませんでした。

[議長]

はい。分かりました。

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 707㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3番説明します。〇〇〇〇さんから公益社団法人宮崎県農業振興公社を利用しての新規の利用権設定です。現地は、先ほど案内しました、10番の件と同じ〇〇坂を上りまして、また先ほどの農地の真ん前辺りになるんですが、よろしいですか。面積は707㎡。

現地はやはり〇〇が植えられており、5年間の契約で、反当り〇〇〇〇円ということでした。以上です。

[議長]

1 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 2, 8 0 2 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番説明いたします。〇〇〇〇さんと公社との農地中間管理事業を活用しての新規での利用権の設定です。申請地は、〇〇線の〇〇坂を上る途中に〇〇があります。それから 8 0 m 上ったところから、西に 5 0 m ぐらいのところです。〇〇〇〇さんの自宅に隣接した畑です。〇〇が植えてありました。

耕作者は、〇〇〇〇で、期間は 5 年。賃借料は反当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

はい。1 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 3, 4 8 8 m<sup>2</sup>  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 7 番。



[推進委員 7 番]

はい。7 番説明いたします。〇〇〇〇さんと県公社との中間管理事業を活用して新規での利用権の設定です。申請地は、〇〇の事務所の前の道路を東側になります。〇〇が植えてありました。

耕作者は〇〇〇〇です。使用期間は、5 年で賃借料は発生しておりません。実はお互いが利用しやすいように畑を交換したからだと言っておられました。以上です。

[議長]

1 4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1 4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 2 7 3 m<sup>2</sup> ほか2筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して〇〇〇〇との契約ということで、場所は〇〇から北に約4 0 0 m行った左側になります。3 筆ですけども、実際は4 筆が1 枚になってるような感じになっておりました。

期間は5 年間で、1 0 a 当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

現地は〇〇が植えてありました。

[議長]

はい。1 5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 382㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介しての〇〇〇〇の契約で、現場は〇〇の廃材置き場の北側になります。

契約期間は5年で、10a当り〇〇〇〇円だそうです。現地は〇〇が植えてありました。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 2, 192㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介しての〇〇〇〇との契約で、現地は〇〇のちょうど西側に当たります。

契約は5年で、10a当り〇〇〇〇円で、〇〇の鎮圧がされてありました。以

上です。

[議長]

はい、17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 4, 234㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介しての〇〇〇〇との契約で、先ほど、〇〇〇〇さんでも説明いたしましたけども、〇〇から北の方に400m行った、今度道路挟んで東側の1枚畑を挟んだ奥の畑になります。

契約は10年で、10a当り〇〇〇〇円で、〇〇が植え付けてありました。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 5, 899㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番説明いたします。〇〇〇〇さんから農業振興公社を介して〇〇〇〇との契約で、〇〇の\*\*\*\*番の\*は、〇〇から南に約 1 0 0 m 行った左側の農地になります。それと、〇〇\*\*\*\*番の\*は、先ほど説明いたしました、〇〇〇〇さんの畑の手前になります。4 筆が 1 枚になった畑として作付されてありました。

契約はどちらも 5 年間で、1 0 a 当り〇〇〇〇円で、どちらも〇〇が植えてありました。以上です。

[議長]

1 9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1 9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 1, 0 2 0 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番説明いたします。〇〇〇〇さんから公社との中間管理事業を使った新規の利用権貸借です。申請地は〇〇から北へ 3 0 m ほど行き、西へ 5 0 m ほど行ったところにあります。現状は雑草が生えていました。

この案件は、もうだいぶ前からいろいろ隣接持っている地権者の方々が心配して、誰が借りるかというような形でいろいろ所有権移転の話も出たりあったんですけども、今回耕作される〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんと折り合いが合い、

貸借をするようになりました。

期間は5年で、賃借料は反当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局及び担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から19番までの案件について、一括して採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

1番から19番までの案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和2年第12回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労様でした。

(閉会 14時55分)

高鍋町農業委員会会議規則第12条の規定により、ここに署名する。

議 長            会 長

署名委員        1 番

署名委員        3 番